

19世紀後半期のイギリスにおける 「中等教育」行政機関設置の動向(1)

—— 学校調査委員会 (Schools Inquiry Commission 1864—1868)

の勧告を中心に ——

広島修道大学 森 川 泉

Abstract

The Growth of Educational Authorities on Secondary Education during the Latter Half of the 19th Century in the United Kingdom (1)

— On the Recommendations by the Schools Inquiry Commission (1864-1868) —

Izumi MORIKAWA, Hiroshima Shudo University

In the history of English secondary education, the Victorian Age, especially the latter half of the 19th century, is characterized by the fact that the state began to intervene in secondary education in order to organize it on a national scale. In those days, as the earliest step of the state intervention in it, the Royal Commission on Schools was appointed in 1864. This Commission, when it found itself at the position of policy making, proposed how to organize secondary education and recommended the institutionalization of educational authorities.

This article, as a part of research into the development of the English system of Secondary Education as public education, examines the growing process of educational authorities (both central and local) on secondary education during the latter half of the 19th century in the United Kingdom. Especially it aims to analyse the purposes, together with the arguments in favour of them, of educational authorities recommended by the Royal Commission that was then commonly known as the Schools Inquiry Commission(1864—1868).

The contents are as follows;

- [I] Introduction
- [II] The Schools Inquiry Commission and how to organize secondary education
- [III] The duties and powers of educational authorities
- [IV] The aims, as well as their supporting arguments, of educational authorities
- [V] Conclusion

〔I〕はじめに

イギリス¹⁾の教育史上19世紀は教育調査の時代ともいえよう²⁾。同世紀のイギリスにおいては、それほどに、当時の初等教育ないし民衆教育、科学・技術教育や高等教育等の諸教育領域に関して政府の各種調査・審議委員会が設けられている。さらに言えば、同世紀においては各種各様の教育立法の試みや成立をみている。当時の「中等教育 (secondary education or secondary instruction)³⁾」領域もその例外ではない。この動向は、史的に鳥かんとすれば、いわゆる近代国家の教育領域への関与の胎動とみることができる。

「中等教育」に関する調査委員会の設置は、19世紀においては、当時のパブリック・スクール(Public School) 9校のみを調査対象とした、通称クラレンドン委員会(Clarendon Commission)⁴⁾を端緒とし、

次いで1864年には、本稿で考察の対象とする学校調査委員会 (Schools Inquiry Commission, 1864-1868) が設置される。さらに1894年には通称ブライス委員会 (Bryce Commission)⁵⁾ が発足している。これら三つの「中等教育」に関する調査のうち、学校調査委員会⁶⁾は、1864年12月28日、委員長トントン (Henry Baron Taunton) 及び委員11名をもって発足した。本調査委員会の調査対象及び任務は、大要、次の三事項にある。⁷⁾

- (1)調査対象は、1858年に民衆教育の実態調査及びその教育拡張策の検討を目的として設置されたニューキャッスル委員会 (Newcastle Commission)⁸⁾ とクラレンドン委員会、の両委員会の調査対象外の、かつ諸大学を除いて、イングランド及びウエールズにおけるあらゆる学校。
- (2)各学校の基本財産、諸収入とその使途目的、学校の管理・運営組織、教育課程・教育方法、教授・学習等々の実態調査と報告。
- (3)「中等教育」の制度的整備に必要とされる諸方策の勧告。

学校調査委員会は、イギリスにおける最初の初等教育法が制定される2年前の1868年、全20巻の報告書を提出した。同報告書は、現代イギリスの教育史家サイモン (Brian Simon) によれば、「これらはわが国で集められたものとしては、最も完結的な教育に関する社会学的情報を提供する」⁹⁾ものである。同調査委員会は、その報告本文 (Vol. I) において、グラマー・スクール—— endowed grammar schools —— を中心として「中等教育」を全国的規模で整備するために、その手段として教育行政機関の設置を勧告している。「中等教育」の制度的整備に関する他の諸勧告のなかにあって、この勧告は、後に言及する慈善委員会 (Charity Commission) の設置 (1853) とともに、19世紀のイギリスにおける「中等教育」への国家関与の歩みにおいて一つの里程標をなしていると思う。なお、グラマー・スクール—— endowed grammar schools —— の概念については本稿〔Ⅱ〕・2において簡単に説明する。

イギリスの学校教育領野は、19世紀を通して、周知のように異なる教育領域に対応した個別的・分離的な制度的・政策的展開をたどってきている。例えば初等教育に関しては1833年における国庫補助金交付の開始以後、1839年には枢密院教育委員会 (the Committee of the Privy Council on Education) がその中央教育行政機関として登場し、1870年には初等教育の義務法制が生まれる。あるいは1853年には科学・技術教育の振興・制度的改善を目的とする行政機関としての学芸局 (Science and Art Department) が誕生している。また同年には、大半の Endowed Schools に関する中央教育行政機関としての慈善委員会が発足した。慈善委員会は、その設置に至る歴史的な経緯に照らしてみた時、結果的にはグラマー・スクール—— endowed grammar schools —— に関しても中央教育行政機関の役割を担っている。¹⁰⁾ それにもかかわらず学校調査委員会は、「中等教育」を提供する学校群としてのグラマー・スクール—— endowed grammar schools —— に関して、新しい装置としての教育行政機関の創設を打ち出した。

イギリス中等教育制度の形成過程の解明に関心を寄せている筆者にとって、「中等教育」に関する教育行政機関設置の動向の分析も重要な関心事である。「中等教育」制度の史的形成も、ひとたび教育行政機関が出現するや、その政策的・行政的な意志形成とその決定に依拠させられることを免れ得ないからである。

本稿の目的は、上述の歴史的諸事実と考えのもとに、学校調査委員会勧告にみられる教育行政機関設置の目的とその論理を、同じく同委員会が提案した「中等教育」の制度的整備との関連において明らかにすることにある。

〔Ⅱ〕 学校調査委員会勧告にみる「中等教育」の制度的整備とグラマー・スクール

本章においては、先ず学校調査委員会の勧告における「中等教育」の制度的整備の骨格を記述する。次いで、同委員会は制度的整備の具体的な手だてとして諸中等学校のなかにおいてグラマー・スクール — endowed grammar schools — を基軸としていることから、この学校群の制度的特性及びこれへの国家関与の論拠を明らかにしておく。

1. 「中等教育」の制度的整備

(1) 「中等教育」の制度的枠組

学校調査委員会は、当時の諸中等学校の大半を調査し、親や地域の教育要求・教育関係者の証言・意見を聴取し検討した上で、「中等教育」の制度的枠組を設定している。枠組設定の尺度は「両親の願望は彼らが自分達の子弟をして喜んで教育を受けさせる期間に最もよく明示される¹¹⁾」ことに基礎づけられている。その具体的な基準はおおよそその卒業年齢、すなわち14歳、16歳、18～19歳の三つに区分され、各年齢をもって卒業する学校の教育は、各々、「第三級教育」、「第二級教育」、「第一級教育」の三層構造として等級づけられている。これらを図式的に示したものが〈表1〉¹²⁾である。

〈表1〉 「中等教育」の三層構造

	教育目的	教育内容	卒業年齢	親の社会的地位または職業
第一級教育	大学進学、専門職、貿易、製造業への準備教育	古典語（ラテン・ギリシャ語）、数学、近代外国語、自然科学	18歳以上	僧侶、医師、弁護士等の専門職、ジェントリー、実業家等
第二級教育	専門職、技師、農・商業・軍人・官吏等への準備	古典語（ラテン）、英語、数学の基礎、近代外国語、自然科学	16歳	商店主、自作農、ジェントリー、大規模借地農等
第三級教育	基礎的普通教育提供	読・書・算、ラテン語、フランス語、（書記の教育 clerk's education）	14歳	小規模商店主・借地農、上級職工

上表の各級教育の性格は次のように約言できる。¹³⁾

「第一級教育」；(i)医者、弁護士等の専門職、あるいは実業家などからなる階層の子弟を対象、(ii)大学進学または専門職・実業等に就くための準備教育を主目的、(iii)教育内容は、ラテン語・ギリシャ語の両古典語を中心としつつも、数学、近代語、自然科学を加えること、(iv)基本的にはパブリック・スクール教育と同レベルの教育を提供すること、(v)教育費については、職業的必要という点で古典語以外の教科拡大を余り望まぬという理由を含めて、費用負担の軽減も要請されること、(vi)授業料は、通学生は約12～16ポンド、寄宿生は60～120ポンドの範囲。

「第二級教育」；(i)大規模商店主、実業家、自作農・大規模借地農等の子弟を対象、(ii)教育目的は二つの方向、すなわちその一つは卒業後すぐに実社会に出て就職するための、今ひとつは軍人や専門職、官吏を目指して大学以外の場で専門教育を受けるための準備教育、(iii)教育内容に関しては、上記(ii)の前者の場合には近代的諸教科が、後者の場合にはラテン語が重要な要素として位置づけられること、(iv)授業料については、通学生は約6～12ポンド、寄宿生は25～40ポンド。

「第三級教育」；(i)小規模の商店主・借地農、上級職工等の子弟を対象、(ii)特定の職業や職種に向けての教育ではなく、読・書・算を中心とした普通教育、書記の教育(a clerk's education)とも呼ばれる程度の基礎的教育の提供、(iii)相対的に低い階層に属する子弟の教育であるが、それだけに他と同様に重要にして、またその数も莫大であり急を要する教育であること、(iv)授業料は約2~4ポンドの範囲。

上述の三等級の「中等教育」は、各々の特徴に明らかなように、「決して厳密にはないけれども、大よそ社会の成層に対応している」¹⁴⁾。しかしながら、各級に属する中等学校においては徒弟制(appar-enticeship)に代替できるような企てがなされてはならず、言語・数学・自然科学の三領域を中心とした、すべての生徒にとって知的訓練・有用な知識とみなされるような一般教育(a general education)が施されねばならない。¹⁵⁾こうした「中等教育」を全国的規模で、もっともイングランド及びウエールズが中心だが、提供できるように中等学校を配備しようというのが学校調査委員会の勧告である。

(2) 中等学校配備の方策

学校調査委員会の勧告にみる中等学校配備の方策について、ここでは便宜的に、「中等教育」の量的需要、中等学校の地域的再編成の二項目に分けて記述したいと思う。

(i) 「中等教育」の量的需要

学校調査委員会は、イングランド及びウエールズにおける三等級全部の「中等教育」の量的需要を厳密に把握することは困難と断った上で、¹⁶⁾中等学校の量的配備の方針として次の三点を結論づけている。¹⁷⁾(一)最良の「中等教育」が家庭の手元に届くようにするために、人口1,000人当り、少なくとも16名の少年がいると推定される町に中等学校を用意すること、(二)全日制通学学校を維持するために十分と思われる人口規模の町においては、人口1,000人当り10名の少年のために直に学校を用意すること、(三)「中等教育」の推定需要総数のうちの二分の一は「第三級教育」中等学校の生徒として割り当てること。この基本の方針の基礎は同調査委員会の委員・委員補等による地域的事例分析や人口統計的な推定値に求められている。¹⁸⁾なお、この場合の「少年」にしても「生徒」にしても、いわゆる中産階級以上の階級・階層に属する子どもを指しているのであって、筋肉労働者(manual labourers)階級以下に属する子どもたちは視野に入っていないことを指摘しておかねばならない。¹⁹⁾

(ii) 中等学校の地域的再編成

中等学校の地域的再編成の基本的視点は、本章の前節1に述べたように、三等級をもって構成される「中等教育」を提供する学校をいかに効果的に配備するか、ということにある。勿論、地域的再編成を進める上で考慮すべき条件として、各地域の産業、地域住民の職業や相対的に要求の多い教育の種類などが挙げられてはいる。また「イングランドの各地域の必要事は極めて多様なので、地方の学校全部を画一的に再編成することは殆んど不可能」²⁰⁾であるとも断定している。しかし学校調査委員会の中等学校の地域的再編成の核心的な意図は、同委員会自身が報告本文に引合に出している一人の意見陳述者の言辞に端的に表現されているように思われる。「私はグラマー・スクールを多少なりとも地域性(locality)と関連をもたせて組織化し、貴校は良い下層中産階級学校であり、また貴校は中層中産階級学校であり、そして貴校は上層中産階級学校であり、……と言うのが好きである」²¹⁾と。このような狙いに基づく地域的再編成を効率的に実施するために、同調査委員会は地方をいくつかの区画に区分し、最も便利な区画として人口調査を目的として設定された Register General によって採用されている11区域を基礎にすることを勧告している。²²⁾

さらに学校調査委員会は、ここで詳述する余裕はないが、各区域内における各等級の学校数の決定のための指針を例示し、²³⁾また各学校の等級決定を主要責務のひとつとする責任主体として各区域に固有の地方行政機関 (Provincial Authority) の設置を勧告。²⁴⁾

2. グラマー・スクールへの関与の論拠

(1) グラマー・スクールの制度的性格

19世紀後半期のイギリスにおいて「中等教育」を提供する諸学校は、これらを設置型態別にとらえれば、Private Schools, Proprietary Schools, Endowed Schoolsの三種の学校群に区分される。学校調査委員会はこれら三種の学校を調査・検討の対象とした。そして同委員会は、「中等教育」の制度的整備の柱として、Endowed Schoolsの一種であるグラマー・スクール——endowed grammar schools——をとらえた。これら三種の学校群は現在のわが国の諸学校の設置者区分に照らしていえば「私立学校」である。各学校群の制度的・財政的側面における基本的性格は次のように約言できる。

Private Schoolsは当該学校の全財産が私的個人の所有であり、私的・個人的な教育要求を満足させるべく設立された学校である。また学校財産所有者である私的個人が教師 (master or mistress) にして学校経営者でもある。²⁵⁾

Proprietary Schoolsは、その基本財産を「複数の私的個人あるいは株式団体 (companies or corporations) が所有する学校」である。すなわち、教育要求・目的などの諸点で考え方を同じくする人々が、その充足・実現に向けて、一種の株式方法で資金を出し合って設立した学校である。²⁶⁾

さてグラマー・スクール——endowed grammar schools——はEndowed Schoolsの一種である。このEndowed Schoolsは「公の便益を目的とした永久的な慈善信財産 (permanent charitable endowment) によって、維持経費の全部または一部がまかなわれている学校」である。また、Grammar Schoolsは「ラテン語及びギリシャ語、あるいはそのいずれかの古典語の教授を主目的とする学校」である。したがって endowed grammar schools (以下においては単にグラマー・スクールと称す)は「公の便益のために、主として古典語教授を目的とし、寄付財産の信託に基づいて設立・維持される学校」を意味する。²⁷⁾

私的個人が自己の所有財産を「公の便益」のために寄付し第三者に信託する場合、その具体的な目的は教育事業のみでなく、救貧事業、宗教的事業等の他、さまざまな社会的公共的事業に向けられている。この寄付行為は慈善 (charity) である。したがってグラマー・スクールに限らず、Endowed Schoolsは各々の学校設立の目的において、全面的にか部分的にか、それが慈善であることを明示的に定めている。²⁸⁾

それゆえグラマー・スクールの制度的特性は、(i)古典語教授を主目的としていること、(ii)学校所在地を中心にして一定の行政的区域内に在住する青少年の全部または一部への無差別無償教育 (indiscriminate gratuitous education) を提供していること、(iii)当該区域内の貧困家庭 (the poor) の子弟への無差別無償教育を提供していること、(iv)学校財源としての慈善財産は公費的性格を備えていること、などに見出される。²⁹⁾

(2) グラマー・スクールへの関与の論拠

グラマー・スクールへの国家関与の論拠に関して、学校調査委員会は報告本文 (第一巻) 第7章「諸

勧告」の冒頭で次のように論述している。「いかなる規模の教育改善も教育事業目的のための慈善財産を最適に利用することから着手すべきことは明白である。その慈善財産はある意味で公の財産 (public property) であり、したがって国家は国民 (the public) の利益においてそれらを統制 (control) する権利を有している³⁰⁾」。「中等教育」の制度的整備に向けて、Private Schools や Proprietary Schools ではなくて、グラマー・スクールから着手することの形式論的論拠はここにある。同委員会は、さらに別の箇所³¹⁾で、次のような考え方を展開している。

- (i) 全国民がこれらの慈善財産に利害を有し、それらがどのように使途されているか、またその諸結果がその手段と釣り合いがとれているか否かを知る権利を有する。
- (ii) 国民は慈善財産がそこなわれている状態ではなくて、それらがうまく運用されている状態を知る権利を有する。

学校調査委員会は、その報告本文全体を通してみると、上述の国及び国民の慈善財産に関する権利を前面に押し立てた上で、慈善財産の最善の利用をはかることが国の義務と主張しているようである。したがって全国民の教育利益をはかるために、公有財産としての慈善財産を最適利用することによって「中等教育」の制度的整備を推進し、これを実現する装置として教育行政機関が必要ということになる。それでは慈善財産の最適利用の内実はいかなるものか、このことについては本稿〔Ⅳ〕において論述する。

〔Ⅲ〕 学校調査委員会勧告にみる地方・中央教育行政機関の責務

学校調査委員会は「中等教育」の制度的整備の実現の方途を慈善財産の最適利用に求め、その実施主体として教育行政機関の設置を勧告している。本章においては同委員会の勧告における地方・中央教育行政機関各々の主たる責務及び両機関の相互関係について記述する。

1. 地方教育行政機関の責務

学校調査委員会の勧告によれば、地方教育行政機関は以下のような権限を行使し義務を課される³²⁾。

- (一) 当該区域内の各学校の等級を相互連関において決定すること
- (二) 当該区域内の各学校の慈善財産の運用に関する新規規則案、無償教育・給費生・奨学金等に関する新規規則案を作成すること
- (三) 極端な宗派学校を除き、すべての学校における宗教に関する一定の諸制限を廃止すること
- (四) 学校が全日制か寄宿制か、または両方であるかを決定すること
- (五) 学校の基本財産が小規模の場合、その規模の拡大・強化を許可し、または当該学校を廃止しその基本財産を奨学金に転換すること
- (六) 教育目的以外の寄付基本財産が役立たないか、有害であるか、あるいは時代遅れと思われる場合、これを慈善委員会に委託するか、またはもしその使途目的の転換が必要であれば、その転換に関する施行規則案を作成すること

これら 6 項目にわたる権限・義務の各々についての詳細な検討は紙幅が許さない。したがって、ここでは次の五点を約言しておきたい。

第一に、学校調査委員会は地方教育行政機関の権限に関して上記(一)を力説している³³⁾。その主たる理由は次のようである。すなわち各区域内の教育要求は多種多様であり全区域を通して画一的学校編成は不

可能であること、殊に親達のわが子に期待する教育目的・内容は先述したように三種類に分たれること。その場合に同一区域内に同一等級の中等学校が多数存立している場合に生徒の獲得競争で相互に傷つけ合ったり、あるいは多様な小規模学校に生徒が分散していれば良い教育を提供できなくなる。また一つの区域内で、必要に応じて、どの学校を全日制とするか寄宿制とするかを決めなければならないこと。こうした問題を処理する上で、同一区域内の全学校を相互連関的に把握しなければ困難である。そのためには個々の学校の経営管理者を離れて、当該区域に固有の責任主体を設ける必要がある、と。³⁴⁾

第二に、地方教育行政機関は、当該区域内の各学校の慈善財産の使途・運用に関して、新しい規則案の作成権限が付されること。

第三に、地方教育行政機関は当該区域内にある教育目的外の寄付基本財産の転用に関する規則案の作成権限を付与される。

第四に、上述の第二・三の権限が付与されれば、地方教育行政機関は慈善財産をもって維持される既存の諸学校の改廃及び同財産による学校新設も可能となる。このことは、同時に、諸学校の等級決定を容易にすると思われる。

第五に、地方教育行政機関は、上記の諸権限の行使に関しては中央教育行政機関の承認を要し、義務に関してはその遂行を要求される。

ところで以上に述べてきた諸権限を与えられる地方教育行政機関の設置方式や組織構成にも興味もたれ、また教育行政制度の形式史的研究にとっては重要な分析対象であろう。けれども本稿においては、「中等教育」の制度化との関連において教育行政機関設置の目的とその論理の検討を目的としていることから、この事柄に関しては立ち入らぬことにする。

2. 中央教育行政機関の責務

学校調査委員会勧告における中央教育行政機関の諸責務は、大要、以下の5点である。³⁵⁾

- (一) 地方教育行政機関が作成する、教育事業を目的とした慈善財産の再編成 (resettlement) に関するあらゆる規則案の承認または却下、および承認した場合、同規則案を議会 (Parliament) に送付すること
- (二) 各区域 (Registrar-General Division) に1名の官吏 (officer) を任命すること。同官吏は担当区域内にあるすべての「中等教育」提供の学校 (Endowed Secondary Schools) を視学し、当該の各学校に関する年次報告書を作成し提出すること
- (三) 「中等教育」の提供を目的とした慈善財産の会計監査を毎年実施すること
- (四) 枢密院教育委員会 (the Committee of Council) による査察 (inspection) 対象外の、初等教育の提供を目的とした慈善財産の定期査察を実施すること
- (五) 地方教育行政機関の要求・訴えにしたがって、役に立たないか、または有害であるか、あるいは時代遅れの、教育事業を目的としていない慈善財産の調査及び教育事業目的への転換の可否を決定すること

上記の五項目にわたる責務のうち、学校調査委員会は(一)のそれを最重要視している。このことは、地方教育行政機関の責務、殊に(一)・(二)・(四)・(五)を含めて、公費的性格を有する慈善財産の運用全般に関する意志決定上の法的権限の設定に力を注いでいることを如実に示す。中央教育行政機関は承認した諸規則案を議会に送付し、そこで同意を得られれば他のいかなる機関の同意も必要としない。³⁶⁾ 議会で同意を

得られた規則は国王の裁可によって法の効力 (the force of law) を備える。³⁷⁾

上記の責務を有する中央教育行政機関の設置方式及び組織構成に関してもいくつかの考え方が示されている。しかし地方教育行政機関のそれに関する場合と同様の理由から、その詳述はさける。ここでは、学校調査委員会が、最終的には、中央教育行政機関として既存の慈善委員会 (the Charity Commission)³⁸⁾ の権限の拡大・強化をもって、これをその責に当てることが可能であると考えていたことを付言するにとどめたい。

3. 地方・中央教育行政機関の相互関係

中等学校の管理・運営の組織的型態は、大きく、「内部管理」と「外部管理」に二分されている。後者の「外部管理」においては各学校長、各学校の経営管理者、地方教育行政機関と中央教育行政機関の4者間での権限・義務の配分関係が明示されている。³⁹⁾

地方教育行政機関と中央教育行政機関との位置関係は、本章〔Ⅲ〕の1及び2に記述した両者の責務に伺えるが、行政上の決定形成過程の面からみると中央教育行政機関が明らかに上位にある。しかしながら、勧告によれば、「地方教育行政機関 (local board) が中央教育行政機関 (central authority) に対して相当に大きく有利な地歩を占めることは明瞭⁴⁰⁾」という。その根拠は次のように要約されよう。ひとつには、各地方教育行政機関は、当該区域の諸条件にそって各学校の管理・運用の多様性を確保するために、相当の自由裁量を認められていること。⁴¹⁾ ふたつには、同機関は当該区域に関する個別の情報や地域住民の考え方などの収集・聴取、現場調査や利害関係者の説明が行い易いなど、相当の困難をも克服できること。⁴²⁾ しかし、これらの諸理由から、地方教育行政機関と中央教育行政機関との関係が同格であるとか対等であるとかいったことは論理的には導き出されえない。むしろ地方教育行政機関の責務と上述の機能的な役割分担は、中央当局の権限行使と連動することによって、「中等教育」の制度的整備を全国的規模で効率的にして敏速に遂行することに寄与しよう。そうであるからこそ、学校調査委員会は「……もっと完全な装置が要求される⁴³⁾」と考えたに他ならない。但し同委員会は、諸種の条件の未成熟から、地方教育行政機関の全面設置義務の勧告は不可能であり、⁴⁴⁾ 当面人口10万人規模の町レベルで設置すべきことを説いている。⁴⁵⁾

〔Ⅳ〕 学校調査委員会勧告にみる教育行政機関設置の目的とその論理

教育行政機関設置の一般的ないし形式的目的は、前章までの考察の範囲内で、おおよそ、以下の三本柱をもって立論されていることが明らかになった。

(一) 国及び国民の教育利益のために「中等教育」の制度的整備をはかること。

(二) その課題実現にとって、公有財産たる慈善財産を効率的に最適に利用することが国及び国民の義務であり権利であること。

(三) これを実施するための装置として新しくして完全な教育行政機関が必要であること。

そこで本章においては上記の三本柱のうち核心ともいえる(二)の慈善財産の最適利用の中身の検討に移りたいと思う。

1. 慈善財産の最適利用

学校調査委員会は慈善財産の最適利用に関して多岐にわたる項目を立てて論述している。本節においては、紙数の制約から、グラマー・スクールにおける「従来の無差別無償教育の廃止」と「無償教育の対象者選抜」の二つの最も重要と思われる事柄を取り上げる。

(1) 従来の無差別無償教育の廃止について

グラマー・スクールの大部分は、本稿〔Ⅱ〕・2・(1)に述べたように、創立以来19世紀後半期に至るも、その生徒の一部に無償教育を提供している。また学校によっては生徒全員に無差別無償教育 (indiscriminate gratuitous education) を施している。⁴⁶⁾このような従来の無償教育の提供に対して、学校調査委員会は、主として下記四点の理由をもって、「従来の無差別無償教育は、それが生徒の全部または一部であれ、廃止すべきである」と断定している。しかも同委員会はこの問題に関して別の結論を導き出すことは不可能とさえ言い切っている。⁴⁷⁾

第一点：無償学校 (free school) の運営はずさんであり、生徒の出席状況は悪く、その教育水準を引き下げ、親の軽蔑をかかっているなど、総じて無差別無償教育は有害であること。⁴⁸⁾

第二点：学校創立者 (慈善財産信託者) の目的は、無償教育の提供によって、親の経済的負担を軽減するとか、地域の生活・職業の振興などにあったのではなく、広く「教育の振興」にあった。したがって現状の無差別無償教育は、結果的に、創立者の目的と意志を踏みにじっていること。⁴⁹⁾

第三点：学校創立者達が、学校所在地域内の貧困家庭の子弟のうち、彼らが別の方法で受けることのできた教育よりも上級の教育 (cultivation) を「生来それに向いている子ども」に提供することを願望している場合もあった。⁵⁰⁾しかし今や「無償学校は、経済的に余裕のある家庭の子弟によって占められ、貧困家庭の生来才能ある子どもの必要と満足を充たしていない」。⁵¹⁾この意味で、上記第二点の理由を含めて、創立者の目的と意志は二重に駄目にされていること。

第四点：学校創立者が無償教育の提供を意図した場合にも、当該地域内のすべての子どもたちが通学するとは予期していないこと。学校が設置された場合、多数の子どもが短期間は通学したであろうが、「その大多数は仕事に就くために学校をやめさせられた」であろう。「長期間在学し教師の注目を引いた子どもは生来、学校教育を継続して受ける適性をもった子どもであること」。それゆえ、ここに生徒選抜の自然的機能は不断に進行していたのであり、創立者の慈善財産信託の真の目的はそうした生徒を引き抜くことにあった。ところが今やそのような選抜機能は期待されえないこと。⁵²⁾

学校調査委員会は、主として上記の四点の理由をもって、「無償教育は、それを受けることによって利益をうるはずの子どもたちを駄目にすることがわかった場合、無差別に提供されるべきではない」⁵³⁾と断定している。そして「その唯一の是正策は、明らかに、無償教育を受けることによって成果をもたらすことのできる最も有能な子どもに限定することである」。⁵⁴⁾

(2) 無償教育の対象者選抜について

「無償教育を受けるにふさわしい最も有能な子ども」の最良の選抜方法は、学校調査委員会によれば、能力 (ability) と成績 (attainments) に関する無条件の公開競争試験の実施である。⁵⁵⁾その主たる理由として次の六点が挙げられている。

第一点：各学校の慈善財産に基づく無償教育の利益享受者に関して、最初の遺言書 (wills) や特許状 (charters) においては一定区域内に在住する青少年に限定する旨の表現は見られないこと。⁵⁶⁾

第二点：無償教育を受ける生徒が家庭の経済的困窮という理由で入学すれば、その学校における教育の価値は、異なる階級の一人として彼が入学することによって、著しく減じられること。⁵⁷⁾

第三点：公開競争試験の狙いは教育を社会的上昇の手段と考える者を選抜することにあること。この事柄に関して学校調査委員会は次のような論を展開する。「同一階級の他の少年との競争試験に勝っただけの少年は、それによって、彼が別の階級の教育を受けるに適しいことを証明したことになる。もし全階級が競争試験を受ければ、その選抜は確かに正しい。もし労働者の子が紳士の子に打ち勝つことができれば、一般には紳士に与えられる教育を有効に利用する能力のあることを証明する……」⁵⁸⁾

第四点：学校調査委員会は、公開競争試験に対する反対意見、すなわち「裕福な家庭は最良の教育を確保できるゆえに貧困家庭に比して大いに有利であるという主張」に対して、次のように反論している。「もし選抜がフランス語の会話能力の試験で実施されるとすれば、子どもをフランスに留学させることのできる家庭の子が、それが不可能な家庭の子どもよりも大いに有利であろう。……しかし、……現在貴族の子は小作人の子の手の届く算数教育よりも良いそれを得ることはできない」⁵⁹⁾、と。さらに続けて「……全階級は親の手の届く範囲内で、……競争試験に向けて子どもたちに十分な準備教育を施すことができる」し、「勝利は生来の才能」によると言う。⁶⁰⁾

第五点：競争試験の勝者に対して慈善財産の運用に基づく無償教育の提供という特権を与えることは、貧困家庭の子どもに利益をあらしめんとした学校創立者の意志を妨害するどころか、その願いを真に実現する唯一の方策であること。なぜならば、それこそ「教育の振興」という目的の実現の唯一の方法だから。⁶¹⁾

第六点：競争試験に敗けた生徒にとって、公開試験の競争が激しければ激しいほど、多数の競争者に対抗して受験したという行為自体に名誉が感じられること。また受験者名簿に自分の名前が記載されていることを誇りとする。⁶²⁾

2. 慈善財産の最適利用の論理

本節では、学校調査委員会による慈善財産の最適利用に関する諸勧告事項のうち、主として前節(1)及び(2)に記述した利用方法は是正理由と是正策を通して、慈善財産の最適利用の論理を明らかにしたいと思う。この場合、その論理的構造を厳密に把握するためには、前節(1)及び(2)各々に記述した諸理由のひとつひとつをつぶさに検証することが必要である。しかし、ここでは、十分な検証に耐えうる資料の部分的な不足や紙幅の制約等から、その論理の骨格を浮き彫りにすることを狙いとし、筆者の主観的判断に立った二、三の主要と考えられる論点を取り上げる。

結論を先取りして言えば、最適利用の論理は、当時の社会成層における階級・階層間の教育に関する利害、得失や打算を背後に、特定の階級・階層、いわゆる中産階級の、慈善財産を基盤とする教育利益の独占的・排他的獲得のために構築されたそれである。以下においてこの結論部を論証したいと思う。

(1) 無差別無償教育を廃止すべき理由について

無償学校、すなわち慈善財産によって維持経費の全部または一部がまかなわれる Endowed Schools の運営とその教育における問題状況に関して、既に18世紀末から、さまざまな不満・不平が出され、厳しい批判と改革要求が突きつけられたことは事実である。⁶³⁾したがってグラマー・スクールの創立者達の目的が広く「教育の振興」にあったとすれば、但し筆者にはこれを検証するに足る資料を現在のところ

持ち合わせていないが、当時の学校運営及び教育にみられた悪しき実態が創立者の目的実現にそっていないという批判は一応認められよう。

しかし学校創立者達のもうひとつの目的、すなわち学校所在地を中心とした一定地域内に在住する貧困家庭の子弟への無償教育の提供に関する限り、学校調査委員会の問題の認識とその解釈には相当の無理があると考えられる。その理由は大要次の二点である。

第一に、同委員会は「無償学校は経済的に余裕のある家庭の子弟によって占められている」と指摘する。しかし、それは、まさしく同委員会自身が述べているように、貧困家庭の子弟の「大多数は仕事に就くために学校をやめさせられた」ためと考えるのが順当であろう。したがって学校創立者たちが無償教育の提供を、貧困家庭の子弟のうち、たとえ「生来それに向いている子ども」に限定していたとしても、その「子ども」は「長期間在学する子ども」であり、それゆえに「生来、適性をもった子ども」という理解の仕方はこじつけのように思われる。

第二に、学校創立者たちが目的の一部として、いわば人材の発見、引き抜きと養成を意図していた事例もみられる。⁶⁴⁾しかし筆者がこれまでに事例分析を試みたグラマー・スクール⁶⁵⁾9校の範囲内では、入学の資格条件や基準を定めていた事例は見当たらない。また学校創立者たちが「適性をもった子ども」の発見・引き抜きの手だてを「子どもの在学期間の長短」に求めたり、ましてや生徒の中途退学や継続就学など全体的な就学の動態のなかに生徒選抜の自然的機能を見通していたとは、筆者には考え難い。

(2) 無償教育を受ける生徒の選抜方法について

学校調査委員会は、グラマー・スクールにおける従来の無差別無償教育は「布施物の分配」と同様に有害と断じ、⁶⁶⁾その対象者を「公開競争試験によって選抜」することを勧告した。この選抜方法を採用するとすれば、それは、グラマー・スクール教育の場から中産階級よりも下の階級・階層に属する子弟の排除と同時に、慈善財産運用によって招来される教育を安上りに確保することを意図したものとさえそうである。その主たる根拠は、大要、以下の四点にある。

第一に、全国的規模での「中等教育」の制度的整備というも、その教育対象は中産階級の子弟である。しかもその「中等教育」は「社会の成層構造」、中産階級内の三層構造に対応して制度的枠組が設定されている。さらにいえば、「下層中産階級学校」として構想されたであろう「第三級学校」に関しては、これが上級の学校の位置と役割を侵食しないように歯止めがかけられている。その一つは、「第三級学校」の生徒は年齢満14歳に達すれば学校をやめるべきこと。⁶⁷⁾もう一つは授業料の額であり、「第二級学校」のそれは約6～12ポンド、「第三級学校」のそれは約2～4ポンドと、3倍のひらきがあること。三つには、もっとあからさまだが、本章(Ⅳ)・1・(2)に述べたように、家庭の経済的困窮を理由として無償教育を受ける生徒の無条件入学は、当該学校に在学する他の生徒とは異なる階級の一人とみなされ排除される。なお学校調査委員会は、「経済的困窮 (poor)」を無償教育を受ける条件から切り落とす理由として、「困窮」の定義が不可能であること、また人によっては自ら「困窮」を申し出ることを不本意とし、そこに不均衡を招くから、と説明している。⁶⁸⁾

第二に、学校調査委員会は次のように述べる。公開競争試験において「もし労働者の子が紳士の子に打ち勝つことができれば、その子は紳士に与えられる教育を有効に利用する能力のあることを証明する」と。ここには、明らかに、労働者の子の教育と紳士の子の教育が並列的に前提されている。公開競争試験に関して、当時既に、経済的に貧困な家庭の子はその教育手段を確保する上で裕福な家庭の子に比し

て不利であることから、反対意見が出されている。これに対して同委員会は試験科目は特別の手段を講じなければ学習できないような科目ではないこと、またすべての家庭が同じように準備教育を施せる科目と説明している。この論法は、当時の社会における各階級・階層間の生活現実の相違を無視した、強引な理屈といえそうである。もしそうでないとすれば、競争試験に対する前述の反対意見など生まれなかったと考えるのが妥当であろう。同委員会は、つまるところ、競争試験の勝利は「生来の才能」によると、いわゆる自然的不平等の存在を強調する。

第三に、同委員会は無償教育享受者の選抜ないし選別機能の強化こそ、学校創立者の二つの目的、すなわち教育の振興と貧困家庭の子弟の教育機会の確保を実現する方途であると主張してやまない。この考え方においては、したがって、「無償教育を受けるにふさわしい有能な子」は「長期間在学する子」、「教育を社会的上昇の手段と考える子」、「競争試験に勝った子」ということになる。さしもの学校調査委員会も「……試験競争が激しいほど、失敗した生徒も自分の名前の名簿登録を誇りにする」という。

第四に、貧困家庭の子弟のうち競争試験に失敗した生徒への回復措置ないし経済的援助措置の内容に関する問題がある。同委員会は当該生徒に対して「第三級教育」を受けるための奨学金 (exhibition) 交付の積極的推進を提言している。⁶⁹⁾ 「第三級教育」提供の学校については先に言及した通りである。公開競争試験制度が導入されれば、恐らく、「第一級」及び「第二級」学校から労働階級の子弟の多くが締め出されるであろうことは想像に難くない。けれども同委員会は次のような考え方を展開している。「慈善財産を学校財源として最も多く必要としているのは第一級学校である」⁷⁰⁾。その理由は「相対的に貧しい家庭の子がいかにかに最良の教育を受けるにふさわしいかを証明したとしても、学校財源が少なれば、彼は高額の費用負担を余儀なくされる。そうなれば、第一級学校は彼らの手の届かぬこととなる」⁷¹⁾ からという。中産階級にとって最も必要と考える「中等教育」、しかも上流階級の独占的な学校教育、すなわちパブリック・スクール教育に近いそれを公的基金の利用によって安価に手に入れるには好都合の筋立てではある。

中産階級は、かの有名なりーズ・グラマー・スクール事件 (Leeds Grammar School Case) に端的にうかがえるが、19世紀初頭からイングランドやウェールズのあちこちの地域で、自らの教育要求の充足を一方ではグラマー・スクールの教育内容の近代化に求め、他方でその他の方法で「中等教育」の獲得に着手した。⁷²⁾ 1860年代に至って、いよいよその要求を満たさんとする方向性が、グラマー・スクールとその慈善財産の最適利用の実現の可否を鍵として、国の教育政策形成レベルで明確に打ち出されたといえよう。

〔V〕 おわりに

1864年に発足した学校調査委員会による「中等教育」行政機関設置の目的は、1868年の同委員会報告書における諸勧告の分析を通してみると、全国的規模での「中等教育」の制度的整備の名目のもとに、中産階級独自の教育要求の充足を可能にする決定権限をもった公の機関の創設にあったといえる。教育事業の推進を目的として信託された慈善財産の歴史も古く、⁷³⁾ 同財産の運用に関する諸規則も頑固に遵守され、グラマー・スクールにおける教育内容の近代化にしても1840年の議会の立法 (Act of Parliament) や既存の慈善委員会の権限をもってしても容易ではなかった。⁷⁴⁾

中産階級は「自身の目的に奉仕し、古ばけた規則や聖職支配に拘束されることなく、中産階級自身の

支配する、それ自身の諸制度の確立⁷⁵⁾」を目指したという。そうであるとすれば、自らにとって望ましい「中等教育」の制度化に向けて、公費的性格を有する慈善財産の、自らにとっての自在な最適利用をはかるためには国の立法権に基づく行政権限の設定とこれを行使する新しい機構は是非にも手に入れたかったであろう。実際、本稿(Ⅲ)・3に言及したごとく、勧告された地方・中央教育行政機関の設置が実現すれば、強力な装置として稼動するはずである。

教育行政機関の設置に関する学校調査委員会勧告の一部は、翌1869年、the Endowed Schools Act⁷⁶⁾の成立をもたらした。同法を根拠法として設置されたエンダウド・スクール委員会 (the Endowed Schools Commission)は、既存の慈善委員会とともに、Endowed Schoolsに関する中央教育行政機関として1874年まで活動する。この間におけるエンダウト・スクール委員会の権限行使は「中産階級による endowed schools の合法的着服⁷⁷⁾」という声を呼び起したといわれている。

〈注〉

- 1) イギリスというも本稿においては England と Wales を中心とする。
- 2) R. L. Archer; Secondary education in the nineteenth century, C.U.P., p.1921, Chapter VI 及び M. Hyndman; Schools and schooling in England and Wales, Harper and Row, 1978 参照。
- 3) “中等教育”を「」付で用いる場合、それは今日の学校制度における構造的原理としての段階性を指す概念としてではない。この場合、その意味内容は「いわゆる 3R's 及び宗教に関する初歩的知識や技能の教授を目的とした学校教育以外の、これらよりも相対的に上級の教育で、古典語・古典文学関係の諸教科または近代的諸教科の教授を主目的とした学校において提供される教育」と措定。
- 4) Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Revenues and Management of Certain Colleges and Schools, and the Studies pursued and Instruction given therein, 1861. 本委員会委員長 George Frederick Clarendon (1800-1870) の名前に由来。
- 5) Royal Commission on Secondary Education to consider what are the best method of establishing a well organized system of Secondary Education in England, taking into account existing deficiencies, and having regard to such local sources of revenue from endowment or otherwise as are available or may be made available for this purpose, and to make recommendations accordingly, 1894. 本委員会委員長 James Bryce の名前に由来。
- 6) 本委員会の正式名称は Commission to inquire into the Education given in Schools not comprised within Her Majesty's two Former Commissions, bearing date respectively 30th June in the 22nd Year, and in the 18th July in the 25th Year of Her Majesty's Reign, Dated 28th December 1864. なお本委員会は委員長 Henry Baron Taunton の名前からトーントン委員会 (Taunton Commission) とも通称。
- 7) Schools Inquiry Commission Report, 1868, Vol. I, pp. iii-vi. なお以下の〈注〉においては本委員会報告書を S. I. C. Rep. と略記する。
- 8) Commission to inquire into the Present State of Popular Education in England, and to consider and report what Measures, if any, are required for the Extension of sound and

cheap Elementary Instruction to all Classes of the People, 1858.

- 9) Brian Simon 著・成田克也訳『イギリス教育史Ⅰ 1780-1870』亜紀書房、1977、p. 387。
- 10) 慈善委員会の設置に至る歴史的経緯や同委員会とグラマー・スクールとの関係等については、拙稿「19世紀イギリスにおける慈善委員会 (the Charity Commission) 設置(1858) の歴史的背景に関する一考察」、広島修道大学人文学会編『広島修大論集』第24巻第1号(1983)所収を参照されたい。
- 11) S. I. C. Rep., 1868, Vol. I, p. 15.
- 12) 拙稿「19世紀後半期のイギリスにおける『中等教育』の諸定義とその歴史的意味」、広島修道大学人文学会編『広島修大論集』第25巻第2号(1984)所収、p. 203より転載。
- 13) 以下、三等級の「教育」に関する記述は拙著『イギリス学校教育制度の展開と構造：1870-1902』広島修道大学総合研究所、広島修道大学研究叢書第25号、1983、pp. 77-78の部分を、少しばかり訂正し、転載。
- 14) S. I. C. Rep., op. cit., pp. 16, 100.
- 15) Ibid., p. 22.
- 16) Ibid., p.97.
- 17) Ibid., p. 99.
- 18) Ibid., pp. 77-98を参照されたい。
- 19) Ibid., pp. 97-98, 580.
- 20) Ibid., pp. 94-95, 579.
- 21) Ibid., pp. 578-579.
- 22) Ibid., pp. 579-580.
- 23) Ibid., pp. 580-582を参照されたい。
- 24) Ibid., p.583.
- 25) 前掲拙著、p. 62。
- 26) 同前拙著、p. 65。
- 27) 拙稿「19世紀イギリスの endowed grammar schools の学校制度的実態に関する史的考察(1)」、教育行政学研究会(現西日本教育行政学会)編『教育行政学研究』第3号(1981)所収、たくみ印刷、p. 52参照。
- 28) 前掲拙稿、『広島修大論集』第24巻第1号(1983)、pp. 159-160参照。
- 29) 前掲拙稿、『教育行政学研究』第3号(1981)、pp. 57、63及び拙稿「19世紀イギリスにおける endowed grammar schools の制度的態様に関する史的考察(2)」、広島修道大学人文学会編『広島修大論集』第25巻第1号(1984)所収、pp. 123-125、141-142。
- 30) S. I. C. Rep., op. cit., p. 571. なおこの論拠と同様の考え方は、既に、民衆教育の拡張と制度化に向けて政策的論議が展開された1810年代に見出される(前掲拙稿、『広島修大論集』第24巻第1号(1983)、pp. 168-169)。
- 31) S. I. C. Rep., Ibid., p. 619.
- 32) Ibid., pp. 591-592.
- 33) Ibid., pp. 592-593.
- 34) Ibid., pp. 630-631.

- 35) Ibid., pp. 628-629, 634.
- 36) Ibid., pp. 635, 637.
- 37) Ibid., p. 635.
- 38) Ibid., p. 633.
- 39) Ibid., pp. 627-648 を参照されたい。
- 40) Ibid., p. 638.
- 41) Ibid., pp. 639-640.
- 42) Ibid., pp. 638, 643.
- 43) Ibid., pp. 630-631.
- 44) Ibid., p. 641.
- 45) Ibid., pp. 643-644.
- 46) 前掲拙稿、『教育行政学研究』第3号(1981)、pp. 60-61。
- 47) S. I. C. Rep., op. cit., pp. 593-594.
- 48) Ibid. 当時のグラマー・スクールの全体的な問題状況は S. I. C. Rep., Vol. I の第2章「中等教育諸学校の現状」に詳述されている。
- 49) Ibid., pp. 573-574.
- 50) Ibid., p. 574.
- 51) Ibid., p. 575.
- 52) Ibid., p. 574.
- 53) Ibid., p. 575.
- 54) Ibid., p. 594.
- 55) Ibid.
- 56) Ibid., p. 595.
- 57) Ibid., p. 596.
- 58) Ibid.
- 59) Ibid., p. 597.
- 60) Ibid.
- 61) Ibid., p. 598.
- 62) Ibid.
- 63) 前掲拙稿、『広島修大論集』第24巻第1号(1983)、pp. 162-171 及び前掲拙著、p. 73 を参照されたい。
- 64) たとえば Christ's Hospital, 前掲拙稿、『教育行政学研究』第3号(1981)、pp. 56-57。
- 65) Manchester Free Grammar School, Birmingham, Christ's Hospital, Bedford, St. Olave's, Stockport Free Grammar School, Monmouth Free Grammar School, Cheltenham, Darhum Cathedral School の9校。
- 66) S. I. C. Rep., op. cit., p. 593.
- 67) Ibid., pp. 81-82, 583.
- 68) Ibid., pp. 596-597.

- 69) Ibid., p. 597.
- 70) Ibid., p. 581.
- 71) Ibid.
- 72) 前掲拙著、pp. 42-51 を参照されたい。
- 73) 前掲拙稿、『広島修大論集』第24巻第1号(1983)、pp. 159-160 を参照されたい。
- 74) 前掲拙著、pp. 50、73-74。
- 75) 前掲 Brian Simon 著・成田克也訳、p. 80。
- 76) An Act to amend the law relating to Endowed Schools and other Educational Endowments in England, and otherwise to provide for the Advancement of Education (32 & 33 Vict. C. 56), 1869.
- 77) A. S. Bishop: The Rise of a Central Authority for English Education, C. U. P., 1971, p. 231.